

議会運営委員会

平成20年11月26日午前9時00分から委員会室で開かれた。

1. 出席委員

◎里川宜志子	○飯高 昭二	嶋田 善行
西谷 剛周	浦野 圭司	辻 善次
中川 議長		

2. 理事者出席者

総務部長 池田 善紀

3. 会議の書記

議会事務局長 藤原 伸宏 同 係 長 峯川 敏明

4. 審査事項

別紙の通り

開会（午前 9時00分）

署名委員 飯高委員、 辻委員

委員長

みなさん、おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

それでは、本日の会議を開きます。

最初に、本委員会の会議録署名委員を私の方から指名いたします。

会議録署名委員には飯高委員、辻委員を指名いたします。

両委員にはよろしく願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布をいたしておりますレジメのとおりでございます。それではレジメに従いまして進めてまいりたいと思っております。

まず初めに、協議事項の（１）平成20年第4回斑鳩町議会定例会についてを議題といたします。

まず、①の会期日程につきましては、9月19日の議会運営委員会で日程案の確認をさせていただいておりますが、12月1日（月）から12月17日（水）までの会期17日間ということで決定したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（ 異議なし ）

委員長

異議なしと認めます。

平成20年第4回斑鳩町議会定例会は、12月1日（月）から12月17日（水）までの会期17日間ということで決定させていただきます。

次に、②の付議予定議案についてを議題といたします。

総務部長に出席を願っておりますので、付議予定議案についての概要説明を受けることといたします。 池田総務部長。

総務部長

それではご説明させていただきます。

まず、議案第48号の斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これにつきましては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律が平成20年12月1日に施行され、地方自治法の一部改正が行われることから、本条例の引用条項の整理等を行う一部改正であります。

次に、議案第49号、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についてであります。史跡藤ノ木古墳の整備が完了したことから史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を解散しましたので、本条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例から史跡藤ノ木古墳整備検討委員会を削除する一部改正であります。

次に、議案第50号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは株式会社日本政策金融公庫法等が施行され、関連する人事院規則が平成20年10月1日に公布、施行されたことによりまして、本条例におけます引用の法令名の整理等を行う一部改正であります。

次に、議案第51号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。これは国の保育料基準額表の改正が行われ階層区分の保育料が第1階層の定義に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯が追加されたもので、一部改正を行い平成20年4月1日から適用するものであります。

次に、議案第52号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。これにつきましては、乳幼児の医療費助成は小学校就学前まで行っていますが、安心して子育てできるまちづくりを一層推進するため、新たに新年度より小学生の入院に係る医療費を追加する一部改正であります。

続きまして、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算(第5号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,893万9千円を減額し、78億8,853万6千円とする

ものです。歳入の主なものは、第1款町税の法人税で経済状況の悪化により1,000万円の減額。たばこ税では10月末の実績をみるなかで3,500万円の減額。第4款配当割交付金では、経済状況の悪化により1,500万円の減額。第7款ゴルフ場利用税交付金では、利用者の減により300万円の減額です。第9款地方特例交付金では、今年4月の道路特定財源の暫定税率が失効期間中の減収を補てんするため、地方税等減収補てん臨時交付金の創設により137万1千円の増額。第10款地方交付税では、地方税等減収補てん臨時交付金の創設等により、普通交付税の再算定が行われたことから388万円の増額。第14款国庫支出金では、第1項の国庫負担金で児童手当分として41万7千円の増額。障害者の自立支援給付費分として624万9千円の増額であります。国庫補助金では、私立幼稚園就園奨励事業分として47万8千円の増額。国の第1次補正によりまして、地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金の創設によりまして、514万7千円の増額であります。第15款の県支出金では、第1項県負担金で、児童手当分として43万1千円の増額。障害者の自立支援給付費分として312万4千円の増額であります。第2項の県補助金では、乳幼児医療費分として276万6千円の増額であります。最後に、第17款寄附金では、福祉費寄附金で4万円の増額。教育費寄附金で15万8千円の増額であります。

次に、歳出の主な内容です。まず、人件費の補正では、各科目におきまして4月に実施した人事異動及び年度途中の退職等に伴う補正予算を計上いたしています。人件費以外の主な内容は、第2款の総務費では、育児休業等による臨時職員の人数が当初見込みを上回るため347万4千円の増額。原油の高騰により役場庁舎の燃料費で22万8千円の増額。第3款民生費では、第1項社会福祉費で、国民健康保険事業繰出金で1,119万1千円の増額。福祉費寄附金4万円の受入により福祉基金へ3万円の積立て、児童福祉費への1万円の充当であります。老人憩の家運営費で原油の高騰により50万8千円の増額。医療対策費で、乳幼児医療費助成費で591万7千円の増額。障害福祉費で、障害者自立支援法に基づく介護給付費等の給付費で1,249万9千円の増額。介護保険

事業繰出費で、職員給与費繰出金260万1千円の減額です。第2項の児童福祉費では、児童手当費で128万円の増額。保育園費で職員の産休代替等により臨時保育士賃金で338万9千円の増額であります。第7款土木費では、公共下水道事業特別会計繰出金で、人件費の補正予算により957万円の減額です。第8款消防費では、消防施設整備事業等補助金で35万8千円の増額です。第9款教育費では、第1項教育総務費で、私立幼稚園就園奨励事業費で認定者数の増により143万3千円の増額。第4項の幼稚園費で用務員さんの途中退職に伴う臨時職員の賃金として58万5千円の増額。第5項の社会教育費では、公民館費で原油高騰により101万3千円の増額。文化財保存費で、教育費寄附金15万8千円を斑鳩の里歴史文化遺産保存・活用基金への積立ての補正でございます。最後に、予備費では、今回の補正の財源として2,430万9千円を充当させていただく補正であります。

続きまして、議案第54号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。これについては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,309万9千円を追加し37億6,615万3千円とするものです。歳入では、第2款国庫支出金で、70歳から74歳の自己負担増の凍結延長に伴う高齢者医療制度円滑運営事業費補助金35万2千円の増額。第7款繰入金で、国保職員給与費繰入金及び出産育児一時金繰入金1,119万1千円の増額です。歳出では、人事異動による人件費として769万1千円の増額。70歳から74歳の自己負担増の凍結延長に伴う電算システム改修費で15万8千円の増額であります。第2款保険給付費では、出産育児一時金の増額により525万円の増額。第10款諸収入では、歳入歳出の補正額の差額分155万6千円の増額です。

続いて、議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ957万円を減額し15億8,543万円とするものです。内容といたしましては、人事異動による人件費の減額によるもので、一般会計繰入金で957万円の減額。歳出で同額を減額するものであります。

次に、議案第56号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ260万1千円を減額し15億1,891万5千円とするものです。内容としましては、人事異動による人件費の減額によるもので、一般会計繰入金で260万1千円の減額。歳出で同額を減額するものであります。

次に、議案第57号、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてであります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ252万円を増額し2億8,642万7千円とするものです。歳入では、保険料の軽減や給付方法の変更に伴うシステム改修費について国庫支出金で252万円を増額です。歳出では、歳入でご説明したシステム改修費を252万円を増額となっております。

次に、議案第58号、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的支出では、231万5千円を減額し7億6,974万3千円とするもので、内容は人事異動に伴う人件費の減額であります。次に、資本的収入では、企業債を1,400万円増額し6,000万円とするものであります。

続きまして、議案第59号、（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結についてであります。11月14日に条件付き一般競争入札により、（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事の業者が決定しましたので議会の議決を求めるものです。契約の相手方は村本建設株式会社奈良本店、取締役本店長、宮島外喜男、契約金額は2億8,308万円であります。工期は議会議決後12月17日から平成21年12月21日までの370日間となっております。

次に、議案第60号、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについてであります。これは龍田ネオポリスにおけます公共下水道の整備について、地形的な条件により平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民が利用することについて、平群町と協定書を締結することについて、地方自治法第244条の3の既定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

それともう一点でありますけれども、国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。これにつきましては、今回、提案をいたしておりませんが、国民健康保険の出産育児一時金は健康保険法の方向性が確定されてから条例改正を行うのが常となっておりますが、現在、厚生労働省では一律に3万円を加算して38万円とするのか、この産科補償医療制度に加入している医療機関での分娩に限り3万円を加算するのか、検討しているとのことであり、決定には至っておりません。このようなことから健康保険法の改正があれば、議会に議案を提出したいと考えておりますが、場合によりましては議会最終日に追加で提案させていただくこと、また最終日以降になりましたら専決処分も考えられますので、あらかじめご了承いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で私からのご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長

どうもお世話さまでした。ただ今、付議予定議案、更に今後の健康保険に関する予想、予定ということで概要説明を受けましたが、委員皆さんのほうから事前に何かお聞きしておくことがあればお受けしていきたいと思いますが、質疑、ご意見等のある方いかがでしょうか。

特に付議予定議案等についてはございませんか。

(な し)

委員長

なければ、付議予定議案について、あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

委員長

では、異議なしと認めます。あらかじめ説明を受けたということでした承しておきたいと思います。

次に、③の付議予定議案等の取扱いについてを議題といたします。

議事日程と委員会付託表とを合わせてご覧いただきたいと思います。
それでは、日程順に確認をしていきたいと思います。

まず、会議録署名議員の指名、会期の決定をいたしまして、日程3から日程6まで、閉会中の各常任委員会の審査の概要につきまして、各委員長から報告を受け、そして、日程7、議案第48号、斑鳩町認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会へ付託。日程8、議案第49号、斑鳩町附属機関設置条例の一部を改正する条例についても、総務常任委員会へ付託。日程9、議案第50号、斑鳩町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、これも総務常任委員会へ付託。日程10、議案第51号、斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について、これは厚生常任委員会へ付託。日程11、議案第52号、斑鳩町乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例について、これも厚生常任委員会へ付託。日程12、議案第53号、平成20年度斑鳩町一般会計補正予算（第5号）については、予算常任委員会へ付託。日程13、議案第54号、平成20年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についても、予算常任委員会へ付託。日程14、議案第55号、平成20年度斑鳩町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についても、予算常任委員会へ付託。日程15、議案第56号、平成20年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についても、予算常任委員会へ付託。日程16、議案第57号、平成20年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についても、予算常任委員会へ付託。日程17、議案第58号、平成20年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についても、予算常任委員会へ付託。日程18、議案第59号、（仮称）斑鳩町文化財活用センター整備工事請負契約の締結については、総務常任委員会へ付託。日程19、議案第60号、平群町公共下水道施設を本町に設置し、本町住民の利用に供することについて、これは建設水道常任委員会へ付託。

ここまでは、総括質疑ののち、ただ今申し上げましたように、それぞれ

れの委員会に付託するということにしたいと思います。

そして、次に、日程20、発議第6号、奈良県立三室病院における産婦人科医師の緊急確保及び産科医療体制の充実を求める意見書につきましては、11月11日の全員協議会でも議長からお話しがございましたように、11月20日の厚生常任委員会におきまして、委員会発議をすることといたしました。これにつきましては、本会議初日に即決したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

よろしいですか。

それでは、発議第6号につきましては、本会議初日にお諮りをしていただくことといたします。

以上、確認いたしましたとおり、付議議案の取扱いをしたいと思えます。議長におかれましては、ただ今確認いたしましたとおり、付議議案の取り扱いをしていただきますようお願いをいたしておきます。

続きまして、協議事項の(2)請願書等の取扱いについてを議題といたします。

今回は、大変多くの請願書を含めまして、要望書、要請書などか寄せられております。できるだけ本日の委員会までに委員皆さんに目を通しておいていただきたいと思いますと思ひまして、事前に、その時点で来ておりました7件につきましては、配布をさせていただきましたが、その後、3件の陳情書などの提出を受け、そしてまた、昨日ですね、議運の打合せ後にまた更に1件ということで、本日4件につきまして、また皆さん方のほうに資料を出させていたいただいているところでございます。これらにつきまして、取扱いについて委員皆さんにご協議をしていただきたいと思いますというふうに考えております。

それでは、まず初めに、これらの文書を受けた経緯などにつきまして、簡単に事務局長のほうから説明をしていただきます。

藤原議会事務局長。

事務局長

それでは、受付けをいたしました順にレジメに記載いたしておりますので、この順に従いましてご説明をさせていただきます。

まず、「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める要望書」でございますが、農民運動奈良県連合会より郵送で送られてきたもので、8月25日に受付けをしております。

次に、「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める要望」につきましても、同じく農民運動奈良県連合会より郵送により送られてまいりまして、同じ8月25日に受付けをいたしました。

次に、「要望書（斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付の拡充について）」でございますが、9月17日に三室地区自治会の役員の方が事務局にお越しになられまして、提出を受けたものでございます。

次に、「貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める要望書」でございますが、反貧困全国キャラバン2008奈良実行委員会より郵送されてまいりまして、10月14日に受付けをしたものでございます。

次に、「南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場（地図・写真を添付）を、斑鳩町に買い取りを求める請願書」でございますが、これは請願法に基づいて提出をされたものでございます。紹介議員は嶋田議員でございます。去る10月23日に南興留第三自治会の今治自治会長さんが役場にお越しになられ提出をされたものでございます。なお、提出者は、南興留第三自治会員238名でございますが、署名簿が添付をされております。署名簿のコピーにつきましては、皆さんのお手元には配布をいたしておりませんが、事務局で保管をいたしておりますので、後ほどご覧をいただければと思います。

次に、「性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書」と、その次の「公営住宅に同性カップルや多様な家族形態が入居できるよう「公営住宅法」等の改正等を求める意見書提出に係る陳情書」の2件につきましては、性と生を考える会の代表、中田ひとみさんが10月31日に議会事務局にお越しになられまして、同日に受付けをしたもの

でございます。

次に、「陳情書（奈良県社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書）」でございますが、奈良社会保険病院の公的機関としての存続・拡充と地域医療を守る会より、去る11月18日に郵送で送られてまいりまして受付をしたものでございます。

次に、「議場での国旗掲揚に関する陳情」でございますが、去る11月20日に斑鳩町服部2丁目の朝田さんらが議会事務局にお越しになられまして、提出をされたものでございます。

次に、要望書でございますが、11月20日に小吉田住宅自治会の役員の方が議会事務局にお越しになられまして提出をされたものでございます。

なお、もう一つの陳情書でございます。内容は、移動火葬車の取締りあるいは対策を求める内容の陳情書でございます。これにつきましては、メール便で送られてまいりまして本日、今朝方受けさせていただきますものでございます。

以上、簡単ではございますけれども、ご説明とさせていただきます。

委員長

ただ今、局長からの説明がございました。これらの請願書、陳情書、要望書等につきまして、どのように取扱いをしていくのか、委員みなさんのご意見をお聞きしてまいりたいと思います。それでは、レジメに記載されました順にお諮りをしていきたいと思います。

まず、1番目にあげております「ミニマムアクセス米の輸入停止を求める要望書」でございますが、これにつきましては、どのような取扱いをさせていただきますでしょうか。委員のご意見をお聞かせいただきたいと思います。いかがでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員

これまあ以前にもいろいろ出てきてます。今回、事故米ですか、でちょっと問題にはなったと思いますけれども、配布にとどめておいていただきたいと、このように思います。

委員長 配布にとどめておいていただいたらどうかというご意見でございますが、他にご意見ございますか。他の委員皆さんもその形でもよろしいでしょうか。 辻委員。

辻委員 これ前回も、何年か前に出てきた。以前も出てきて、その時も配布ということでされてるということだったら、そのとおりに結構ですけれどね。

委員長 他によろしいでしょうか。ただいま、配布にとどめておけばよいのではないかという、お二方のご意見がございましたが。

(「それで結構です。」との声あり)

委員長 そしたら、1番目につきましては、配布ということで取扱いをさせていただきます。

続きまして、2点目の「燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める要望」につきましては、取扱いについてどのようにさせていただきますでしょうか。委員のご意見をお聞かせいただきたいと思えます。 嶋田委員。

嶋田委員 基本的には燃料ということだとは思いますが、大分、価格も落ちてきてますし、その一時期、急騰していたよりも、に出されたものだと思うんですけども。これも配布にとどめて議員各位が考えるということで、いいかと思えます。

委員長 配布にとどめておけばよいのではないかというご意見でございますが、他にご意見ございませんか。よろしいですか。

(な し)

委員長 そうしましたら、2点目につきましても議員皆さんに配布をさせてい

ただくというふうに取り扱いをさせていただきます。

それでは、三つ目ですが、要望書といたしまして「斑鳩町地域集会所施設整備費補助金交付の拡充について」ということで、まいっております。これにつきまして、取り扱いについていかがいたしましょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 これは町に関することですので、総務に付託していただいたら結構かと思えます。

委員長 ただいま、ご意見がございましたが、町民の方からきている要望書ということで委員会付託をすべきであるというふうな判断に立ちたい、というご意見がございましたが、その際には、集会所ということになりますと、総務常任委員会ということになりますが、それでよろしいでしょうか。 浦野委員。

浦野委員 集会所のないところがまだかなりありまして、住民の皆さん、集会所早く欲しいと。ここで書いてますように、賃貸等についても検討していただけたら間口が広がると思いますので、総務付託で結構かと思えます。

委員長 それでは、三つ目につきましては、総務常任委員会に付託をさせていただきます。

そうしましたら続きまして、四つ目、「貧困の連鎖を断ち切り、市民生活を底上げすることを求める要望書」ということで受付けをしておりますが、この件につきましては、いかがいたしましょうか。

嶋田委員。

嶋田委員 これはあまりにも広範囲に渡ってることだと思いますので、議員各位に配布して、それぞれが調査研究していただくということでどうでしょうか。

委員長

ただいま、嶋田委員のほうからかなり広範囲に渡りましていろいろなことが、内容が書かれているなかで、もうしばらく情勢を見ながら議員各位に勉強してもらったらどうか、ということで配布にしておけばよいのではないかということですが。委員皆さん、それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

委員長

では、4番目につきましても配布にとどめさせていただく、ということにいたします。

続きまして、5点目になります。「南興留第三自治会で無償で使用している個人所有の子供広場（地図・写真を添付）を、斑鳩町に買い取りを求める請願書」ということでまいっております。これにつきましては、内容がどうであるかということは別といたしましても、請願書の形を整えておられますので、これは委員会付託をするということについては、もう問題なく行わなければならないというふうに考えます。その際には、いかがでしょうか。公園の土地を買い取るということであれば、付託先ですね、建設水道常任委員会になるのかなど、いうふうには考えますが。何か他に委員皆さんのほうで付託先につきましてもご意見ございますでしょうか。 辻委員。

辻委員

すいません、これ中見たら、集会場を持たないということで、これどっちでええのか、ちょっと。ちょっとその辺で迷ってますねけどね。

委員長

西谷委員。

西谷委員

実際に、町が買い取る。要は町が普通財産買い取るいうたら総務関係やないですか。公園を買い取るいう問題ちゃうやろ。土地を買い取るいうことやから。総務委員会では。

委員長 総務委員会のほうが妥当であろうかというふうに。 辻委員。

辻委員 私もこれどっちかなと考えてますねけれどね。ちょっと難しい。

委員長 そのために、今日は総務部長に残っていただいているわけなんですけれども。今ちょっと委員皆さんのほうで、いや建水より、公園というたら建水やけど、そういう財産の確保ということであれば総務じゃないかと。総務と建水、迷っているという委員のご意見などもありましたけれども。行政側としたらこれ、こういう話が進んできたときに担当する課としたら、どういうふうになりますでしょうか。 池田総務部長。

総務部長 公園として買収となってくると都市整備課が買収することになってまいります。

委員長 ただいま、総務部長のほうからお答えいただきました。この公園として現存しているものを買収することになると、都市整備課の所管ということになるということですが。 浦野委員。

浦野委員 公園の管轄と一言で言えば、僕は建水かと思うんですが。

委員長 そうしたら、浦野委員は建水でいいと、ご理解、解釈されているということ。 池田総務部長。

総務部長 公園ということになれば都市整備課で買収することになります。それともう一点。公園の維持管理も都市整備課でやっておりますので、それ追加で、説明不足で申し訳ございませんでした。

委員長 これまでの関わりとしては、都市整備課が公園の維持管理なども含めてやってきているということで、部長のほうから町として所管としたらそうなるだろうということで、ご答弁いただいております。他ご発言いた

だいていない委員さん、もしよかったら、ご発言いただけるようであれば。 飯高委員。

飯高委員 この目的は、請願者の目的は、公園に対してその維持を図っていただきたいと、いうことのなかにおいて、まず、その入口はやはり建設水道常任委員会かなと思います。中の土地の集会所とか、ということについては総務ですけれども。まず、建水かなと思いますので。

委員長 建水の委員長でもございます飯高委員のほうからも、そしてまた建水のお一人である浦野委員からも建水でいいのではないかというご意見もいただきました。総務委員会のほうが妥当ではないかというご意見もあり、どちらがよいのかちょっと迷っているというご意見もありましたが、総務部長の答弁から判断いたしまして、これにつきましては建設水道常任委員会のほうに付託をさせていただくというふうに進めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

委員長 よろしいですか。そうしましたら5番目につきましては、建設水道常任委員会に付託をさせていただくということにいたします。

続きまして、6番目と7番目については切り離すのがいいのか、いつしよにするのがいいのか、ちょっと迷っておったんですが、まあ同じ方から出ていて、基本的な問題は同じということから、6番目、7番目について、皆さん方に協議をしていただきたいと思います。6番目にあげております「性的少数者が普通に暮らせる社会環境の整備を求める陳情書」。そして、7番目としましては、こういった方々、「公営住宅に同性カップルや多様な家族形態が入居できるよう「公営住宅法」等の改正等を求める意見書提出に係る陳情書」と、ちょっと長い表題になっていますが。この2点については、委員皆さんどのようにご判断なさいますでしょうか。 嶋田委員。

嶋田委員　これはまず最初の陳情書があって、その二つ目の陳情書というのは、この中のうちの一つだと解釈を私はしていますけれども。これについても配布にとどめていただきたいと。議員各位が研鑽すると、勉強するというのでいいのではないかと思います。

委員長　ただいま、嶋田委員のほうから配布にとどめて、今後、議員皆さんにも、また経緯を見守りながらまた勉強していただくと、いう形でよいのではないかとということでございました。これにつきましても、大変難しい、法律の改正などがあれば、地方としてもね、やっていけるんですが。法律などいろいろ手を加えていただかないことには、地方だけでどないもこないも処理できないような問題も併せ持っているのではないかなというふうな気もいたしますし、大変難しい問題でもあるというふうには思っております。ただいま、嶋田委員からご意見いただいたように、この2点につきましては、配布にとどめるということで、他の委員皆さんご異議のほうはございませんでしょうか。よろしいですか。

(異議なし)

委員長　では、6番目、7番目に書かせていただいております陳情書2点につきましては、議員皆さんに配布させていただくということにいたします。それでは8番目の問題でございます。陳情書といたしまして、「奈良県社会保険病院の公的機関としての存続を求める意見書」というのがまわっております。これにつきましてはの取扱いをいかがいたしましょうか。委員皆さんのご意見をお聞かせいただきたいと思います。　嶋田委員。

嶋田委員　これは郡山にあるということで、斑鳩町の隣の行政区にあるということで、斑鳩町の町民の方も利用されている場合もありますんで、これは病院のことですから、厚生常任委員会に付託していただきたいと思います。

委員長 ただいま、嶋田委員のほうから所管の委員会に付託をされてはどうか、所管は厚生常任委員会ではないかということで、ご意見いただきましたが、それでよろしいでしょうか。他に、それとは違うご意見などがございましたらお聞きいたしますが、いかがでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか。それでは陳情書としてあがっております、この8番目につきましては、厚生常任委員会に付託をするということで取扱いをさせていただきます。

続きます、九つ目になります。この9点目ですね、「議場での国旗掲揚に関する陳情」ということで、きておりますが。これについては、いかがでしょうか。何かご意見ございますか。 嶋田委員。

嶋田委員 これは議会に対する陳情だと思いますんで、全部そうなんですけれど、これはどこっていうのはちょっと難しいと思うんですけれども。まあ議運かなとは思ってますけれども、付託してはどうかと思います。

委員長 ただいま、嶋田委員のほうから付託、町民の方のお名前も書かれておりますし、付託をしてはどうかと。そして、付託先ということにつきましては、議会運営委員会ではないかということでご意見いただきましたが。その形でよろしいでしょうか。他にご意見ございますか。

(な し)

委員長 よろしいですか。そうになりましたら、付託された後に議会運営委員会でいろいろ議論さしていただいたらいいことですのでね。この取扱いについては、それでは、議会運営委員会に付託をすると、いう形にさせていただきます。

続きまして、要望書ということで、小吉田住宅自治会さんのほうからあがっております。これにつきまして、総合福祉会館ですね。今はこういう仮称のときの名前をそのまま小吉田住宅の方使われておりますが、総合保健福祉会館の問題になるかなとは思いますが、これの取扱いでございますが、いかがでしょうか。 辻委員。

辻委員 これも以前からいろいろ出ている問題でもありますので、厚生常任委員会で再度検討、まあ審議するというので、私考えてますけれども。

委員長 これも町内の自治会から出てきているということで、議会としては、やっぱりきちっと受けとめたいということ。そして、またこの内容からいくと厚生常任委員会の所管ではないかということで、ただいま、厚生常任委員会に付託してはどうかというご意見でしたが、他のご意見はございませんか。

(な し)

委員長 よろしいでしょうか。それでは、この10番目の要望書につきまして、厚生常任委員会に付託をさせていただくという取扱いにいたします。

それでは、11番目です。先ほど局長から説明がございました。私も昨日の打合せでは、これまだ見ておらなかったんですが。今朝、見させていただいたというような、委員皆さんにもちょっと、若干目は通していただいていると思いますが、この陳情書につきましてですね、取扱いについてどのようにさせていただきますでしょうか。ご意見を是非お聞かせいただきたいと思います。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、内容見させていただきますと、なんか同業者どうしの争いみたいな気は、私はしていますけれども。いろんな法律の問題もあると思いますので、これも配布にとどめていただいて、議員各位が勉強するというのでお願いしたいと思います。

委員長 嶋田委員のほうから配布にとどめて、議員皆さんまたそれぞれちょっと勉強していただくほうがよいのではないかとということで意見いただきましたが。他に委員皆さんのほうで何かご意見ございますか。

(な し)

委員長 特にございませんか。そうしましたら、ただいま、委員からご意見のございましたように、11番目といたしましての陳情書につきましては、議員皆さんに配布させていただくという取扱いとさせていただきます。

それでは、以上で協議事項の2点目といたしまして、請願書等の取扱いについてを終わらせていただきたいと思います。

議長におかれましては、ただいま確認をいたしましたとおり、また進めて行っていただきたいと思いますので。

付議議案の取扱いについて、以上で終わらせていただきます。

それでは、ここで総務部長には他の公務もありますので、退席をしていただくことにいたしますので暫時休憩いたします。どうもご苦労さまでございました。

(午前 9時54分 休憩)

(午前10時15分 再開)

委員長 それでは、再開をさせていただきます。

次に、協議事項の(3)継続審査についてを議題といたします。

これまでの議会運営委員会において、委員皆さんからいろいろとご意見をお聞かせいただいておりますが、本日は、もっと具体的に問題点、改善すべき点、そしてその理由なども述べていただきまして、できればどのように改善すればよいのか、といったご意見をお聞かせいただきたいと思います。そして、本日いただきましたご意見などを整理いたしまして、具体的に検討すべき項目を洗い出し、そして叩き台を作成いたし

まして、12月開会中の議会運営委員会で個々にご審議をしていただきたいと思ひます。そして、1月中旬に議会運営委員会を開催いたしまして、議会運営委員会としての最終決定をし、素案を作成したいと。そして、その素案を2月に全員協議会を開催していただきまして、議員皆さん方にお示しし、そこでご意見をいただき、条例、規則等の改正を3月議会に上げていきたいと考えています。

委員皆さんには、ご意見をお聞きしたいと思ひますので、できましたら順次お一人ずつ、改正すべき点について、これまで思っておられるようなところ、述べていただけたらと思ひておりますが。どうでしょうか。順番に言っていただけてよろしいでしょうか。そうしたら、どうしましょう、どっち側から。そうしたら嶋田委員のほうから。

嶋田委員。

嶋田委員 任期についてなんですけれど、現行2年ということでしたんけれども、1年でいいのではないかと、委員会の任期ですね。それは委員長にあまりにも負担が大きくなってくるのではないかと、そのように思ひます。それに伴って、広報常任委員会、各他の常任委員会の委員長がなるということなんですけれども、これも委員長に負担がくることでもありますんで、その縛りを解くと、いう形ですね。広報常任委員会として置いておくかどうかは別の話としましてね。そういうふうに思ひます。ただし、そうなりますと、ある議員は二つの委員会に所属し、ある議員は一つの委員会に所属するということにもなってきますんで、そこら辺はまた自分の中では整理できておりません。

それと、予算常任委員会なんですけれども、これもあつていいのか、なかつていいのか、というのはまだ自分の中では整理できておりませんので、もし委員会の任期を1年とするならば、もう1年、予算常任委員会は存続させて、また様子を見ていけばどうかなと私自身は思ひております。以上です。

委員長 そしたら続きまして辻委員のほうで何かお考えになっていることあり

ましたら。 辻委員。

辻委員

委員の任期、2年となっておりますけれども、これどうかなってのはまず、これでええのかなという気もしまけれどもね。ただ、前回もありましたように、委員長に大変ご負担をかけて、2年もご負担をかけるという、さらに広報発行常任委員会の者はかなり回数、この間のあれでも5、6回出てるということで聞いてますし。かなりご負担もかけてるなと気もします。できたら委員長を1年交替というような、まあええのかなというような気もしますけれども。ただ、委員の任期、嶋田委員も、私もいろいろ考えたなかで、委員の任期は、これも2年でいいのか、1年でいいのか、ちょっと迷ってますけれども。その辺でまあもう少し検討というのか、さしてほしいと思いますけれども。それと、予算常任委員会につきましては、同じような、傍聴さしてもろたら、その時の担当の委員会と同様のような意見も出てますし、できたらあまり、私入ってませんけれども、できたらこれについては今後検討課題ということで、次のときに検討するというので、考えたらどうかなという気もします。あと特に。議長とか副議長の任期2年というのは、それは当然それでええというような、これいろいろ経緯もありますので。それもありますし。それはそれでええと思いますけれど。今のところそれぐらいの内容です。

委員長

そしたらすいません。 浦野委員。

浦野委員

常任委員会につきましては、予算常任委員会を含めましてこのままの状態でもうちょっと様子を見ると。任期につきましては、2年でいいかと思うんです。議長、副議長含めて2年でいいかと思うんですけど。先ほど、お二方がおっしゃったように、やはり委員長には負担かけると思いますんで、委員長、副委員長は1年で交替すると、というような意見を言わせていただきます。以上です。

委員長 そしたら続きまして、西谷委員。

西谷委員 私は見てて、予算委員会なんているのかなと、ちょっとそれは思いますから、どうしても、僕は基本的に委員会はなしで、本会議で僕はすべて審議したらええというのが持論なんです。ただ、今のままでいくとしたら、2委員会ぐらいにして、二つでええんちゃうのかなと。別に、無理やり四つするから二つずつなるんやけど。実際にその予算委員会自身が機能してるのかなといたら、他の関連から比べると別になくても機能するんやったら、二つの委員会ですべての逆に議案を審議したらええんちゃうのかなと思います。ただ、委員長、副委員長については、負担やっていうんやったら、1年で替えて、それはそれでええんちゃうのかなと思います。

委員長 ただいま、これ各ご意見お尋ねしてますのでね、それはそれで西谷委員のご意見ということで、承りたいとは思いますが、その前にですね、議会運営委員会では、議会運営のあり方ということで、財政健全化検討住民会議さんからもいろいろ言われた時に、議運で議論さしていただいた時も、委員会主義を貫くということを基本に、そして委員会での審議を十分にしようということから複数常任委員会委員会制を採り入れていこうということに進んで、その際には、その時の委員さんたちは、過半数に満たない、過半数未満の委員会の定数にして、やっぱり委員会での審議、そして本会議の審議というもの、形骸化しないように運営をやっていこうということを基本に、私たちも進めてきたという経過もございますので。西谷委員、今このようにご意見はいただきましたものの、これまでの経過についても是非ご理解のほうもしていただきたいなというふうには思っておりますが。もちろん、こういう意見があるということにつきましては、こちらといたしましても、ご意見承って、また議論のなかで進めていきたいというふうには思っておりますが。過去の経過についてもやっぱり一定認識しておいていただけたら有り難いなというふうに思います。

続きまして、そうしたら飯高委員、いかがですか。

飯高委員

こういう複数常任委員会制になってですね、まあ当初からも思ってたんですけれども。こういう形になると、各常任委員会の委員長というのは、広報なり負担にかかったり、いろんな面で表に出てくる、作業する面が多いということから、実際そうだったなあということを実感してるわけなんですけれども。先ほどまあ話も出ましたように、やはり広報常任委員会については、委員長がというのがちょっとなんか負担がかかるということでおっしゃってましたので、その辺の一つの解消というんですか、検討を加えていただきたいということと、やはり常任委員会の任期ですね、2年から1年ということだと思います。それと、議長、副議長につきましては、やはり1年はどうかなということ、2年ということでは思っております。予算についてもちょっとまだ考える余地は十分あるんだなと思っておりますけれども、また、行政視察についても、予算の委員長が行政視察に行けないと。予算の委員長は絶対行かないということで、原則は行かないということになってますんで、その辺もちょっと考えていかんといかんかなと思います。今の見直しの中で当然それも解消されてくるんちゃうんかなとは思いますが。今言ったことは先ほど各委員さんが言われたことの、重複になるかとは思いますが、そういうふうに思っています。

委員長

ただいま、委員皆さんのほうからいろいろ出てきております。私もいろんな、これまでいろいろしてきてる中では、広報委員会のあり方が最も問題があるのではないかと、とりあえず委員長が入りましたけれども、以前ですね、広報というのはベテランも若手も入りながら、若手の方にも経験をしていただいて、慣れていっていただいて、みんなが広報をつくれるんやというふうな、議会の中でね、全体にそうなるべきやというふうにしなごら、以前は進んでいったものの、今のような委員長ということになってしまうとなかなか新しい方たちに経験をしていただくという機会でなくなると、というようなこととか、いろいろ問題があったかな

あとというふうに思っておるところです。任期についても、今いろいろ意見を出していただいておりますし、広報なんかも含めて常任委員会のままでいいんじゃないかというご意見もありますが、広報は特別委員会にしたほうがいいんじゃないかというような考え方もありますし、今後です、今日いただきましたご意見、それからこれまでに出ておりましたご意見、これらをちょっとまとめまして、叩き台にしまして、そしてそれらについてまた十分に時間をかけて審議をしていただくと、いうことにしたいと思っておりますけれども。何か言い忘れたとか、これ付け加えたいというようなことはございますか。 嶋田委員。

嶋田委員 先ほど常任委員会の任期は2年から1年がいいと言いましたけれども、1年で委員長、副委員長が替わられるのであれば、私は委員会自身の任期を1年、2年にはこだわりませんから。

委員長 委員長、副委員長を1年交替で、議長、副議長についての任期は2年でいいという。 嶋田委員。

嶋田委員 議長、副議長、また監査役については、2年で結構かと思えます。

委員長 他に付け加えたいということとか、何かございますか。よろしいでしょうか。

(な し)

委員長 よろしいですか。それでは、ただいま、お一人ずつご意見いただきました。それとこれまでもいろいろ出されていたご意見もあります。それを元に叩き台をつくらせていただきまして、そしてまた更に皆さんとともにご協議をさせていただき、1月に素案をつくるために、また議会運営委員会を開催させていただきたいと思えます。そして、その素案をもって議長のほうに、できましたら2月早いうちに全員協議会もって

ただきまして、皆さん方からご意見いただいたうえで、3月議会に改正をしていくと、というような運びでいきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をいただきたいと思います。

それでは、継続審査につきましては、これで終わっておきたいと思っております。

次に、その他につきまして、議題といたします。何かその他について質疑ご意見などはございませんでしょうか。特に皆さんのほうで、その他についてございませんでしょうか。よろしいですか。

(な し)

委員長 議長の方から何か報告は。

議 長 ありません。

委員長 よろしいですか。事務局はその他何かございますか。

事務局長 ございません。

委員長 ないですか。

それでは、それぞれその他について報告やご意見などが無いようですので、その他につきましても、これをもって終わらせていただきます。

以上を持ちまして、本日の議会運営委員会を閉会させていただきます。長時間ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

(午前10時32分 閉会)